



三重県公報

平成31年1月11日(金)

第 3073 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
10	指定管理者の指定	(スポーツ推進課)	2
11	同件	(同)	2
12	同件	(同)	2
13	同件	(農産物安全・流通課)	2
14	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
15	同件	(同)	3
16	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	7
17	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
18	指定管理者の指定	(下水道課)	7
19	同件	(住宅政策課)	8
20	同件	(同)	8
21	同件	(同)	8
22	同件	(同)	9
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	9
	同件	(同)	9
	平成31年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集	(畜産課)	9
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	12
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(漁業環境課)	12
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	14
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(消防学校)	14
	同件	(斎宮歴史博物館)	20
	同件	(同)	26
	同件	(警察本部)	32
	同件	(同)	38

告 示

三重県告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）及び三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 鈴鹿市御薊町 1669 番地
名 称 三重県体育協会グループ
代表者 公益財団法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司
 - 2 指定した年月日
平成 30 年 12 月 21 日
 - 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
-

三重県告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営松阪野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 鈴鹿市御薊町 1669 番地
名 称 公益財団法人三重県体育協会
代表者 理事長 東地 隆司
 - 2 指定した年月日
平成 30 年 12 月 21 日
 - 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
-

三重県告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営ライフル射撃場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市大門 10 番 1 号
名 称 三重県ライフル射撃協会
代表者 会長 中村 孝夫
 - 2 指定した年月日
平成 30 年 12 月 21 日
 - 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
-

三重県告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県地方卸売市場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県松阪市小津町 800 番地
名 称 みえ中央市場マネジメント株式会社
代表者 代表取締役 山下 純一郎
- 2 指定した年月日
平成 30 年 12 月 20 日
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 14 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド鈴鹿店
鈴鹿市北玉垣町字中野 788 番地の 1
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	長嶋 賢次

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	高林 学

- 3 変更年月日
平成 28 年 6 月 20 日
- 4 変更理由
役員改選のため
- 5 届出の日
平成 30 年 12 月 12 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 31 年 1 月 11 日から同年 5 月 13 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 15 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3

項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成31年1月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店

鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地ほか 61 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	所在地
鈴鹿玉垣ショッピングセンター	鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地ほか 60 筆

(変更後)

名称	所在地
鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店	鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地ほか 61 筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	氏名
マックスバリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号	鈴木 芳知
株式会社カーマ	愛知県刈谷市日高町三丁目 411 番地	豊田 芳行
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	榊原 栄一

(変更後)

氏名又は名称	住所	氏名
マックスバリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号	鈴木 芳知
株式会社カーマ	愛知県刈谷市日高町三丁目 411 番地	豊田 芳行
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1	杉浦 克典
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	三嶋 恒夫

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 9,728 m²

(変更後) 14,700 m²

(4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位置
店舗前駐車場	240 台	縦覧による
A棟屋上駐車場（マックスバリュ）	148 台	縦覧による
B棟屋上駐車場（カーマ）	187 台	縦覧による
南駐車場	119 台	縦覧による
スポーツクラブ前駐車場	62 台	縦覧による
合計	756 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位置
店舗前駐車場	240 台	縦覧による
A棟屋上駐車場 (マックスバリュ)	148 台	縦覧による
B棟屋上駐車場 (カーマ)	187 台	縦覧による
南駐車場	119 台	縦覧による
スポーツクラブ前駐車場	62 台	縦覧による
C棟駐車場 (ヤマダ電機)	266 台	縦覧による
合 計	1,022 台	

イ 駐輪場の収容台数及び位置

(変更前)

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場	52 台	縦覧による
合 計	52 台	

(変更後)

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場 1	52 台	縦覧による
駐輪場 2	38 台	縦覧による
合 計	90 台	

ウ 荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 a	120 m ²	縦覧による
荷さばき施設 b	78 m ²	縦覧による
荷さばき施設 c	63 m ²	縦覧による
合 計	261 m ²	

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 a	120 m ²	縦覧による
荷さばき施設 b	78 m ²	縦覧による
荷さばき施設 c	63 m ²	縦覧による
荷さばき施設 d	311 m ²	縦覧による
合 計	572 m ²	

エ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

(変更前)

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 a	32 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 b	31 m ³	縦覧による
合 計	63 m ³	

(変更後)

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 a	32 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 b	31 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 c	56.25 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 d	22.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 e	22.5 m ³	縦覧による
合 計	164.25 m ³	

(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ中部株式会社	午前7時00分	午前0時00分
株式会社カーマ	午前9時00分	午後9時00分
株式会社スギ薬局	午前10時00分 (年間100日間は午前9時00分)	午前0時00分

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ中部株式会社	変更なし	変更なし
株式会社カーマ	変更なし	変更なし
株式会社スギ薬局	変更なし	変更なし
株式会社キャンドウ	午前9時00分	午後9時00分
株式会社ヤマダ電機	午前10時00分	午後9時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗前駐車場	午前6時30分から午前2時00分まで
A棟屋上駐車場(マックスバリュ)	
B棟屋上駐車場(カーマ)	
南駐車場	
スポーツクラブ前駐車場	

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗前駐車場	変更なし
A棟屋上駐車場(マックスバリュ)	
B棟屋上駐車場(カーマ)	
南駐車場	
スポーツクラブ前駐車場	
C棟駐車場(ヤマダ電機)	午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

出入口の数	位 置
4箇所	縦覧による

(変更後)

出入口の数	位 置
6箇所	縦覧による

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 a	午前6時00分から午後10時00分まで
荷さばき施設 b	
荷さばき施設 c	午後10時00分から午前6時00分まで

(変更後)

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 a	変更なし
荷さばき施設 b	
荷さばき施設 c	
荷さばき施設 d	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

- 3 変更年月日
平成 31 年 8 月 13 日
- 4 変更理由
小売業者の変更並びに店舗を増床することによる変更のため
- 5 届出の日
平成 30 年 12 月 12 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 31 年 1 月 11 日から同年 5 月 13 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 16 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 165 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市岡田字手登 518 番 8 地先内	旧	31.05～45.90	39.04
	新	30.45～45.90	39.04

三重県告示第 17 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 477 号	四日市市尾平町字川田 1544 番 1 地先 から 四日市市曾井町字前門田 401 番 14 地先 まで	平成 31 年 1 月 23 日
県道 伊勢南島線	伊勢市佐八町字小田古 1585 番地先 から 伊勢市佐八町字小田古 1583 番 1 地先 まで	平成 31 年 1 月 11 日
県道 打見大台線	度会郡大紀町神原字宝録岩丁子谷 651 番 10 地先 から 度会郡大紀町神原字宝録岩丁子谷 651 番 9 地先 まで	平成 31 年 1 月 11 日

三重県告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県流域下水道施設の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体

所在地 松阪市高須町 3922 番地
名称 公益財団法人三重県下水道公社
代表者 理事長 稲垣 司

2 指定した年月日

平成 30 年 12 月 20 日

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定を受けた団体

所在地 鈴鹿市寺家町 1249 番地の 1
名称 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
代表者 代表理事 鈴木 基幸

2 指定した年月日

平成 30 年 12 月 20 日

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定を受けた団体

所在地 名張市鴻之台 2 番町 19 番地
名称 伊賀南部不動産事業協同組合
代表者 代表理事 富永 巖

2 指定した年月日

平成 30 年 12 月 20 日

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定を受けた団体

所在地 名張市鴻之台 2 番町 19 番地
名称 三重県南勢地区管理事業共同体
代表者 代表 富永 巖

2 指定した年月日

平成 30 年 12 月 20 日

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 名張市鴻之台 2 番町 19 番地
名 称 三重県南勢地区管理事業共同体
代表者 代表 富永 巖
- 2 指定した年月日
平成 30 年 12 月 20 日
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
多気町
- 2 調査を行った期間
平成 19 年 7 月から平成 25 年 9 月まで
- 3 成果の名称
多気町（色太 2-2）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
多気町色太地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 12 月 26 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
御浜町
- 2 調査を行った期間
平成 27 年 7 月から平成 29 年 3 月まで
- 3 成果の名称
御浜町（西原①）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
御浜町西原地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 12 月 26 日

平成 31 年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集を次のとおり行い

ます。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 見積に関する事項

(1) 見積の対象となる価格

別に定める区域ごとの 200cc 牛乳 1 本当当たりの供給価格

(2) 供給期間

2019 年 4 月 1 日（月）から 2020 年 3 月 31 日（火）まで

2 見積を提出できる者の資格に関する事項

次の要件を全て満たす者とします。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項の乳業を行う者（以下「乳業者」という。）

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号により乳業者を組合員とする事業協同組合

ウ 畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 2 条第 4 項第 1 号イに規定する生乳生産者団体

エ 牛乳卸売業者又は牛乳小売業者であって、学校給食用牛乳の配送、安全管理等を自ら責任を持って確実に行うことができると認められる者（当県内において、アからウまでに掲げる者による供給が困難である場合に限る。）

(2) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項に基づく総合衛生管理製造過程を経て、製造又は加工することについての承認を受けている者又は安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者

なお、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者の範囲については、学校給食用牛乳の製造に関し衛生管理基準を整備し、定期的に外部監査を受けている者とします。

(3) 学校給食用牛乳の供給に必要な生乳の配乳について、牛乳の販売実績等に鑑み、十分に学校給食用牛乳の供給が可能と見込まれる者

(4) 過去に供給事業者の決定を受けた乳業者であって、決定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しを受けた日から 2 年以上経過している者

(5) 三重県の酪農振興に資するため、学校給食用牛乳に使用する生乳について、県産生乳の優先使用に努める者

3 見積提出の手續に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部畜産課畜産振興班

電話 059-224-2541

(2) 見積説明会の日時及び場所

ア 日時 平成 31 年 1 月 22 日（火）14 時 30 分

イ 場所 三重県津市桜橋 3 丁目 446-34 三重県津庁舎 65 会議室

ウ やむを得ない理由で欠席される場合は、平成 31 年 1 月 18 日（金）17 時までに(1)の部局に連絡してください。

(3) 見積提出の日時及び場所

ア 日時 平成 31 年 2 月 4 日（月）14 時 30 分

イ 場所 三重県津市栄町 1 丁目 三重県吉田山会館第 204 会議室（控室：吉田山会館第 101 会議室）

ウ 郵送の場合は、平成 31 年 2 月 4 日（月）10 時までに(1)の部局に必着とします。

(4) 見積提出資格の確認

見積提出希望者は、見積説明会で示す必要書類を次の提出期限までに(1)の部局に提出し、見積提出資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期限

平成 31 年 1 月 30 日（水）

イ 提出場所

(1)と同じです。

ウ 審査

見積提出資格の適否を書類審査の上、決定します。

エ 提出資格審査の結果通知

平成31年2月1日(金)に通知します。

4 見積提出等に関する事項

(1) 見積は、本人又はその代理人が区域ごとに提出するものとします。ただし、代理人が提出する場合は、前もって委任状を提出するものとします。

(2) 見積は、消費税及び地方消費税を含まない金額で記入してください。

5 供給事業者の決定

(1) 区域ごとに予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の範囲で、最も低い見積価格を当該区域の供給価格とし、原則として、最も低い見積価格を提出した者を当該区域の供給事業者として決定します。

(2) 県内乳業者の経営に対する急激な影響を緩和し、地域経済の安定を図る観点から、前年度における当該区域の供給事業者(以下「前年度供給事業者」という。)が、次の要件を全て満たす場合は、前年度供給事業者を当該年度における当該区域の供給事業者とします。

なお、この措置は、実質的な競争を確保するため、同一区域において2年続けての適用は行いません。

ア (1)で決定された供給価格で引き続き当該年度期間の学校給食用牛乳の供給を希望していること。

イ 本県に学校給食用牛乳の製造に係る乳業工場を有すること。

ウ 資本の額又は出資の総額が3億円以下であり、かつ、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

エ 当該年度の供給事業者の決定において、この措置を適用した場合、本県における当該前年度供給事業者の学校給食用牛乳の供給量が前年度に比べ増大しないこと。

また、(2)の措置をとってもなお前年度供給事業者以外の乳業者が供給事業者となるときには、当該区域の供給価格となるべき最低価格と前年度供給事業者の見積価格を当該区域内の学校開設者に期間を定めて提示し、供給事業者変更の意向確認を行うこととします。その際、当該区域内の学校開設者の全てが前年度供給事業者による供給を希望する場合は、当該乳業者を供給事業者とし、当該乳業者から提出のあった見積価格を当該区域の供給価格とします。

(3) 見積価格を比べた結果、同一区域に最も低い価格が2以上ある場合は、当該乳業者によるくじ引きにより、公正に供給事業者を決定します。ただし、それらの見積価格を提出した乳業者において、当該区域の供給事業者である乳業者が存在する場合は、幼児、児童及び生徒に対する学校給食用牛乳供給の継続性の観点から、当該乳業者を供給事業者とします。

(4) 見積価格の提出のない区域が生じた場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。

なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域内及び近隣に所在する乳業者並びに当該区域の隣接する区域に見積価格を提出した乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定します。

(5) 予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の見積価格の提出がなかった場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。

なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域で最も低い見積価格を提出した乳業者並びに当該区域内及び近隣に所在する乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域供給価格及び供給事業者を決定します。

6 見積無効に関する事項

本公告に示した見積を提出する資格のない者及び見積提出資格の確認において虚偽の申請を行った者の提出した見積並びに次の要件に該当する見積は、無効とします。

(1) 見積提出者が同一区域に2以上の見積を提出したとき。

(2) 見積提出者又はその代理人が他人の見積提出の代理をしたとき。

(3) 見積提出に際して不正行為があったとき。

(4) 見積の記載内容が確認できないとき。

(5) その他あらかじめ見積説明会で指示した事項に違反したとき。

7 その他必要な事項

詳細は、見積説明会で説明します。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、伊倉津井土地改良区から申請のありました土地改良事業（伊倉津井土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 31 年 1 月 15 日から同年 2 月 12 日まで
- 3 縦覧の場所
津市農林水産部農業基盤整備課（三重県津市西丸之内 23 番 1 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 1 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

- 2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
第 1 種特定海洋生物資源の平成 29 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 29 年 1 月から 12 月まで	5,000 トン
まいわし	平成 29 年 1 月から 12 月まで	63,000 トン
まさば及びごまさば	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	48,000 トン
するめいか	平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで	若干

第 1 種特定海洋生物資源の平成 30 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 30 年 1 月から 12 月まで	若干
まいわし	平成 30 年 1 月から 12 月まで	90,500 トン
まさば及びごまさば	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	30,000 トン
するめいか	平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで	若干
くろまぐろ	平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで	(注)

(注) くろまぐろについては、別に定める。

- 3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項
第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。
また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。
さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第 1 種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成 29 年	平成 30 年
さんま	敷網漁業	若干	若干

まあじ	中型まき網漁業	4,000 トン	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	37,000 トン	51,000 トン
	船びき網漁業	25,000 トン	37,500 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	45,000 トン	27,000 トン
	定置漁業	若干	若干

(注) くらまぐろについては、別に定める。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量（以下「知事管理努力量」という。）及び管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船 底びき網漁業)	伊勢湾	平成30年11月1日から 同月30日まで	2,031

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋資源の知事管理努力量の管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちまめ板網漁業)	伊勢湾	平成30年11月1日から 同月30日まで	2,031

変更後

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成30年7月から平成31年6月まで	若干
まあじ	平成30年1月から12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から12月まで	90,500 トン
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	30,000 トン
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干
くらまぐろ	平成30年7月から平成31年3月まで	(注)

(注) くらまぐろについては、別に定める。

第1種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成31年7月から平成32年6月まで	(注1)
まあじ	平成31年1月から12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から12月まで	126,000 トン
まさば及びごまさば	平成31年7月から平成32年6月まで	(注1)
するめいか	平成31年4月から平成32年3月まで	(注1)
くらまぐろ	平成31年4月から平成32年3月まで	(注2)

(注1) さんま、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注2) くらまぐろについては、別に定める。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成30年	平成31年
さんま	敷網漁業	若干	(注1)
まあじ	中型まき網漁業	若干	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	51,000 トン	72,000 トン
	船びき網漁業	37,500 トン	51,000 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	27,000 トン	(注1)
	定置漁業	若干	(注1)

(注1) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注2) くろまぐろについては、別に定める。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量（以下「知事管理努力量」という。）並びに管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成31年11月1日から 同月30日まで	2,031

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋資源の知事管理努力量の管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちまめ板網漁業)	伊勢湾	平成31年11月1日から 同月30日まで	2,031

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成31年1月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年 12月20日	員弁郡東員町大字六把野新田字長田 217-2 ほか1筆	桑名市大字福島 518 渡 邊 保 典
平成30年 12月25日	多気郡明和町大字斎宮字北野 3793-3	伊勢市御薮町長屋 2147-4 株式会社さくら不動産 代表取締役 地 崎 敬 太
平成30年 12月26日	三重郡朝日町大字柿字東廻り 172-1 ほか1筆	鈴鹿市東玉垣町 1405 株式会社T'S PLAN 代表取締役 伊 藤 良 一

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成31年1月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成 30～33 年度 三重県消防学校清掃業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

入札説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 34 年 3 月 31 日（木）までとします。ただし、契約の履行期間は、平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 34 年 3 月 31 日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県鈴鹿市石薬師町 452 番地地内

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本件入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号のいずれか、かつ、第 5 号及び第 7 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 ㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算 3 年以上履行した実績（6 月以上継続の清掃業務実績を含みます。）があること。

カ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本件入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札の 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本件入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を 12(2)に掲げる締切日時までに、調達システムにより本件入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本件入札に参加する場合にあっては 14 に記載する所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を 12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6

月以内に発行したもの)の写し

- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (4) 2(2)エからカまでを証明する書類(技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。)

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は2部(正本1部及び複写用の副本1部)とします。
- (3) 原稿サイズは、A4を基本(当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。)とし、両面使用によりページ数は概ね200ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください(副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。)
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の入札参加者における経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、総括責任者は必ず出席をお願いします。出席者は、総括責任者を含めて3名以内とします。
なお、12(4)に掲げる日程及び次の(2)から(4)に掲げる方法により実施します。
- (2) 総括責任者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価は0点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は0点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後、無効とし、落札者としません。

7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格(以下「調査基準価格」といいます。)を下回った場合には、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者及び低入札価格調査対象入札者(落札候補者以外にある場合)は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者(次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の

場合に限り、)へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108（平成31年10月1日以降については、100分の110とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします。

※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム運用基準等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成31年1月23日（水）12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、平成31年1月28日（月）までに、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成31年2月6日(水)12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」(第1号様式)を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成31年2月14日(木)までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果が通知されてから平成31年2月18日(月)17時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は封筒等の宛名面に「三重県消防学校清掃業務委託技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

平成31年3月1日(金)

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

平成31年3月5日(火)14時までに、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき(記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等)

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、平成31年2月25日(月)から同年3月5日(火)14時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

(指定する郵便局) 三重県鈴鹿市石薬師町2023-1 鈴鹿石薬師郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

(指定する郵便局及び封筒宛名等記載例)

指定する郵便局の郵便番号: 513-0012

指定する郵便局の住所: 三重県鈴鹿市石薬師町2023-1

指定する郵便局(宛先): 鈴鹿石薬師郵便局留め

受取人: 三重県消防学校 総務課

案件名: 三重県消防学校清掃業務委託 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成31年3月5日(火)14時30分

場所 14に掲げる所属

※ 開札に立合いを希望される場合は、14に掲げる所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、平成31年3月6日(水)16時までに4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒513-0012 三重県鈴鹿市石薬師町452番地

三重県消防学校 総務課 担当 中世古

電話 059-374-1821 F A X 059-374-4232

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Mie Fire Fighter School

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, March 5, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 25, 2019 and 2:00 P.M. on Tuesday, March 5, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Tuesday, March 5, 2019.

(4) Managing Authority:

Mie Fire Fighter School

452 Ishiyakushi-cho, Suzuka city, Mie, 513-0012, Japan

TEL:059-374-1821

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価(価格評価点)及び技術内容の評価(技術評価点…技術要件、企業要件及び全般)の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下(入札価格 \leq 調査基準価格)の場合は、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」といいます。)を、全ての入札価格について200点(満点)とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあつては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し(聴取を含みます。)、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者としてします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき。)の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」200点、「技術評価点」200点の計400点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	評価基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	110	21
		履行体制及び品質保証取組		56
		苦情処理		8
		検査体制		15
		顧客満足度向上への取組		10
	企業要件	契約実績	50	15
		従業員の雇用		15
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	40	40
合 計			400	400

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成31年1月11日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成30～33年度 齋宮歴史博物館清掃業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成34年3月31日（木）までとします。

ただし、契約の履行期間は、平成31年4月1日（月）から平成34年3月31日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県多気郡明和町竹川 503 番地

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本件入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。

カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積5,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上の履行実績（6月以上継続の清掃業務実績を含みます。）があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに下記「調達システム利用登録申請を担当する課・班」に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本件入札に参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札の4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、電子入札システムより(1)の競争入札参加資格確認申請を12(2)の方法により行い、2(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

また、書面により入札するものにあつては、(1)の競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）を提出し、2(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札することができます。書面による入札書提出方法については、12(5)をご確認ください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を12(7)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(4) 2(2)カを証明する書類（技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。）

(5) 2(2)キを証明する書類

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき作成してください。
 - (2) 提出部数は、6部（正本1部及び副本5部）とします。
 - (3) 原稿サイズは、A4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね300ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください（製本テープ等で留めないでください。）。
 - (4) 正本、副本ともに、目次及びページを付し、インデックスを付けてください。
 - (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおり編綴してください。
 - (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
 - (7) 技術提案書に記載された配置予定の業務関係者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
 - (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に掲載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ ビルクリーニング技能士
 - ウ 清掃作業監督者
 - (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いいたします。出席者は、専任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。
なお、詳細は12(4)に示す日程・方法により実施します。
 - (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点となります。
 - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は行いません。
また、技術評価点は、0点となります。
 - (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後、無効とし、落札者といたしません。
- 7 落札者の決定方法
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
 - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
 - (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込をした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の108を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
 - (2) 調査基準価格に下回る額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。
なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。
この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約は、14 に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 108（平成 31 年 10 月 1 日以降については、100 分の 110 とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)にある締切日時までに行うものとします。

※ 回答に時間が掛かる場合がありますので、お早めをお願いします。

- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成に掛かる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

- (1) 質疑応答の提出締切日時

平成 31 年 1 月 23 日（水）12 時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14 に記載する所属へ書面（FAX 可）により質疑申請を行ってください。

なお、質疑を送付した際は、お手数ですが、別途電話連絡をお願いします。

回答は、平成 31 年 1 月 28 日（月）16 時までに、「電子入札システム」の「質問回答」又は「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成 31 年 2 月 6 日（水）12 時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、14 に記載する所属に郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成 31 年 2 月 14 日（木）16 時までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成 31 年 2 月 20 日（水）12 時までに、14 に記載する所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14 に記載する所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

平成 31 年 2 月 27 日（水）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、説明は 15 分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

平成 31 年 3 月 5 日（火）10 時までに調達システムで提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。

また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差し替え、再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、平成 31 年 2 月 25 日（月）から 3 月 5 日（火）10 時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

（指定する郵便局）

三重県多気郡明和町斎宮北野 3815-4 明和郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：515-0399

指定する郵便局の住所：三重県多気郡明和町斎宮北野 3815-4

指定する郵便局：明和郵便局留め

受取人：斎宮歴史博物館 総務課

案件名：斎宮歴史博物館清掃業務委託 入札書在中

※ 入札書には入札価格並びに入札者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。）を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

入札者は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成 31 年 3 月 5 日（火）10 時 40 分

場所 14 に記載する所属

※ 開札に立合いを希望される場合は、14 に記載する所属に、開札日の 5 日前（土日を除きます。）までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、平成 31 年 3 月 6 日（水）12 時までに 4(2) から (5) までに掲げる書類を 14 に記載する所属へ提出してください。ただし、再入札を行った場合は、別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課 企画支援班
電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川 503
斎宮歴史博物館 総務課 担当 久井
電話 0596-52-3800 F A X 0596-52-3724

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Saiku Historical Museum

(2) Bid Submission Deadline:

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 25, 2019 and 10:00 A.M. on Tuesday, March 5, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:40 P.M. on Tuesday, March 5, 2019.

(4) Managing Authority:

Saiku Historical Museum
503 Takegawa, Meiwa-cho, Taki-gun, Mie Prefecture, 515-0325, Japan
TEL:0596-52-3800

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 200 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあつては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 = $200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 2 位以下を切捨てとします。

- 5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応
- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。
 - (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合
 - ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあつては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。
 - イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。
 - ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。
- 6 評価項目及び配点方法について
「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1：1 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」200 点の計 400 点満点とします。
評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。
- 7 低入札価格調査制度について
低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。
なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	130	24
		履行体制及び品質保証取組		76
		苦情処理		8
		検査体制		12
		顧客満足度向上への取組		10
	企業要件	契約実績	40	10
		従業員の雇用		10
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	30	30
合 計			400	400

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成31年1月11日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託業務名
平成30～33年度 斎宮歴史博物館受付業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成34年3月31日（木）までとします。

ただし、契約の履行期間は、平成31年4月1日（月）から平成34年3月31日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県多気郡明和町竹川 503 番地

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本件入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 過去5年間に、登録博物館において、受付業務を通算3年以上の履行実績（6月以上の継続の受付業務実績を含みます。）があること。

オ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに下記「調達システム利用登録申請を担当する課・班」に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本件入札に参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札の4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、電子入札システムより(1)の競争入札参加資格確認申請書を12(2)の方法により提出し、2(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

また、書面により入札するものにあつては、(1)の競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)を提出し、2(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札することができます。書面による入札書提出方法については、12(5)によってください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を12(7)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

(4) 2(2)エを証明する書類(技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。)

(5) 2(2)オを証明する書類

5 技術提案書の作成について

(1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき作成してください。

(2) 提出部数は、6部(正本1部及び副本5部)とします。

(3) 原稿サイズは、A4を基本(当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認め

ます。)とし、両面使用によりページ数は概ね 300 頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください(製本テープ等で留めないでください。)

- (4) 正本、副本ともに、目次及びページを付し、インデックスを付けてください。
- (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおりとしてください。
- (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
- (7) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に掲載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。

ア 学芸員

- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行います。出席者は3名以内とします。
なお、詳細は12(4)に示す日程・方法により実施します。
- (2) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は行いません。
また、技術評価点は、0点となります。
- (3) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後、無効とし、落札者といたしません。

7 落札者の決定方法

- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込をした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の108を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格(以下「調査基準価格」といいます。)を下回った場合には、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に下回る額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者(次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り)へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約

保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14に記載する所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108（平成31年10月1日以降については、100分の110とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)にある締切日時までに行うものとします。

※ 回答に時間が掛かる場合がありますので、お早めをお願いします。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規程を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム運用基準等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成に掛かる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成31年1月23日（水）12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に記載する所属へ書面（FAX可）により質疑申請を行ってください。

なお、質疑を送付した際は、お手数ですが、別途電話連絡をお願いします。

回答は、平成31年1月28日（月）16時までに、「電子入札システム」の「質問回答」又は「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成31年2月6日（水）12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、14に記載する所属に郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成31年2月14日（木）16時までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成31年2月20日（水）12時までに、14に記載する所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に記載する所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

平成 31 年 2 月 27 日（水）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、説明は 15 分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

平成 31 年 3 月 5 日（火）10 時までに調達システムで提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。

また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差し替え、再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、平成 31 年 2 月 25 日（月）から 3 月 5 日（火）10 時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

（指定する郵便局）

三重県多気郡明和町斎宮北野 3815-4 明和郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：515-0399

指定する郵便局の住所：三重県多気郡明和町斎宮北野 3815-4

指定する郵便局：明和郵便局留め

受取人：斎宮歴史博物館 総務課

案件名：斎宮歴史博物館受付業務委託 入札書在中

※ 入札書には入札価格並びに入札者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。）を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

入札者は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成 31 年 3 月 5 日（火）13 時

場所 14 に記載する所属

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、14 に記載する所属に、開札日の 5 日前（土日を除きます。）までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、平成 31 年 3 月 6 日（水）15 時までに 4(2) から (5) までに掲げる書類を 14 に記載する所属へ提出してください。ただし、再入札を行った場合は、別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川 503

斎宮歴史博物館 総務課 担当 久井

電話 0596-52-3800 F A X 0596-52-3724

15 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Saiku Historical Museum Ticket and Information Desk Services Outsourcing
- (2) Bid Submission Deadline:
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 25, 2019 and 10:00 A.M. on Tuesday, March 5, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:00 P.M. on Tuesday, March 5, 2019.
- (4) Managing Authority:
Saiku Historical Museum
503 Takegawa, Meiwa-cho, Taki-gun, Mie Prefecture, 515-0325, Japan
TEL:0596-52-3800

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 \leq 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価評価点」といいます。）を、全ての入札価格について200点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

$$\text{価格評価点} = 200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$$

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

- (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」200点、「技術評価点」200点の計400点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	130	24
		履行体制及び品質保証取組		76
		苦情処理		10
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		10
	企業要件	契約実績	40	20
		従業員の雇用		5
		次世代育成支援活動		5
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	30	30
合 計			400	400

次のとおり、総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成31年1月11日

三重県警察本部長 難波 健太

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成31～33年度（2019年4月～2022年3月） 三重県警察本部外1庁舎清掃管理業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。入札説明書（仕様書）は、三重県物件等電子調達システム（以下「電子調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成34（2022）年3月31日（木）までとします。ただし、契約の履行期限は平成31（2019）年4月1日（月）から平成34（2022）年3月31日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

- ア 三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部
イ 三重県津市栄町一丁目79番地1 三重県警察110番センター

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本件入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
ウ 本店又は支店等で電子調達システム利用登録している登録事業者であること。

(2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号又は第 8 号について都道府県知事の登録を受けていること。
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 7 号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 6 条第 1 項に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。
- キ 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 ㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算 3 年以上履行した実績（6 月以上継続の清掃業務実績）があること。
- ク 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。
- ※ エ、オ及びカについては、技術提案書提出時点で確認します。ア、イ、ウ、キ及びクは開札後に落札候補者に対して確認します。ただし、キについては技術提案書で確認できる場合は不要とします。

3 入札に関する事項

- (1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。
- (2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに 13 に記載する「電子調達システム利用登録申請を担当する所属」に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。なお、利用登録申請における電子証明書（ICカード）は不要とします。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を 12(2)に掲げる締切日時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 14 の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(5)までの書類を 12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。なお、提出した書類について説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 2(2)エ、オ、カ及びク^ニの落札資格を証明する書類（技術提案書提出時点で資格を有していること。）
- (5) 2(2)キの落札資格を証明する書類（技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。）

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね 300 頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けなくてください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として

変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。

- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。

なお、詳細は12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。

- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。

- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は、行いません。また、技術評価点は0点となり、落札者としません。

- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後無効とし、落札者としません。

7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。

- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の108（平成31(2019)年10月1日以降については、100分の110とします。）を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。

- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108（平成31(2019)年10月1日以降については、100分の110とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、使用内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします。

※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(6) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(7) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成31年1月23日（水）10時00分までに調達システムから質疑等を行ってください。

ただし、書面による入札参加者にとっては、上記日時までに、14に掲げる所属へ、書面（電子メール又はファクシミリ）により質疑申請を行ってください。

回答は、平成31年1月25日（金）17時00分までに、「入札等情報公開システム」の「発注情報閲覧画面」で公開します。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成31年2月1日（金）10時00分までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成31年2月5日（火）17時00分までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成31年2月13日（水）14時00分までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は、宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

平成31年2月22日(金)

イ 実施時間及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

入札書は、電子入札システムにより平成31年3月5日(火)14時00分までに提出してください。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、平成31年2月25日(月)から3月5日(火)14時00分までの間に、指定する郵便局に「局留郵便」として送付してください。

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

(指定する郵便局及び封筒宛名等記載例)

指定する郵便局の郵便番号：514-0004

指定する郵便局の住所：三重県津市栄町一丁目850番地

指定する郵便局(宛先)：津塔世橋郵便局留め

受取人：三重県警察本部警務部会計課施設室管財係

案件名：三重県警察本部外1庁舎清掃管理業務 入札書在中

※ 書面により入札書を提出する場合は、入札書に入札価格、入札者の住所及び氏名(法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。)を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

書面による入札は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致しないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成31年3月5日(火)14時30分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部 2階入札室

※ 開札に立合いを希望される場合は、14に掲げる所属へ平成31年2月22日(金)15時00分までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、平成31年3月11日(月)16時00分までに4(2)、(3)及び(5)の書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

13 調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部 警務部会計課施設室管財係 坂崎

電話 059-222-0110(内線2277) ファクシミリ 059-226-9917

15 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Cleaning Service of the Mie Prefectural Police Station
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the Internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M on Tuesday, March 5, 2019.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 25, 2019 and 2:00 P.M on Tuesday, March 5, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M on Tuesday, March 5, 2019.
- (4) Managing Authority :
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters 1-100
Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan,
TEL:059-222-0110 EXT. 2277

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、予定価格の範囲内において最も高い評価点を得た入札者を落札候補者とします。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 \leq 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 300 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=300$ 点 \times （評価基準額 $-$ 入札価格） \div （評価基準額 $-$ 調査基準価格）

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴き取りを含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 2 位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき。）の対応

- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

- (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合において、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1 : 1 とし、「価格評価点」300 点、「技術評価点」300 点の計 600 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件	研修体制	200	36
		履行体制及び品質保証の取組		120
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		14
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	40	40
合 計			600	600

次のとおり、総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成31年1月11日

三重県警察本部長 難波 健太

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成31～33年度（2019年4月～2022年3月） 三重県運転免許センター清掃管理業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。入札説明書（仕様書）は、三重県物件等電子調達システム（以下「電子調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成34（2022）年3月31日（水）までとします。ただし、契約の履行期限は平成31（2019）年4月1日（日）から平成34（2022）年3月31日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市垂水2566番地 三重県運転免許センター

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本件入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 本店又は支店等で電子調達システム利用登録している登録事業者であること。

(2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号又は第 8 号について都道府県知事の登録を受けていること。
 - オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
 - カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 6 条第 1 項に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。
 - キ 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 ㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算 3 年以上履行した実績（6 月以上継続の清掃業務実績）があること。
 - ク 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。
- ※ エ、オ及びカについては、技術提案書提出時点で確認します。ア、イ、ウ、キ及びクは開札後に落札候補者に対して確認します。ただし、キについては技術提案書で確認できる場合は不要とします。

3 入札に関する事項

- (1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。
- (2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに 13 に記載する「電子調達システム利用登録申請を担当する所属」に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。なお、利用登録申請における電子証明書（ICカード）は不要とします。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を 12(2)に掲げる締切日時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 14 の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(5)までの書類を 12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。なお、提出した書類について説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 2(2)エ、オ、カ及びク^つの落札資格を証明する書類（技術提案書提出時点で資格を有していること。）
- (5) 2(2)キの落札資格を証明する書類（技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。）

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね 300 頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

- (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
- ア 建築物環境衛生管理技術者
イ ビルクリーニング技能士
ウ 清掃作業監督者
- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。
- なお、詳細は12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。
- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は、行いません。また、技術評価点は0点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後無効とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の108（平成31（2019）年10月1日以降については、100分の110とします。）を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。
- また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。
- なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。
- この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 9 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約

保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求められます。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108（平成31(2019)年10月1日以降については、100分の110とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、使用内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします。

※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(6) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(7) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成31年1月23日（水）10時00分までに調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、上記日時までに、14に掲げる所属へ、書面（電子メール又はファクシミリ）により質疑申請を行ってください。

回答は、平成31年1月25日（金）17時00分までに、「入札等情報公開システム」の「発注情報閲覧画面」で公開します。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成31年2月1日（金）10時00分までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成31年2月5日（火）17時00分までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成31年2月13日（水）14時00分までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、^こ梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は、宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

平成31年2月22日(金)

イ 実施時間及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

入札書は、電子入札システムにより平成31年3月5日(火)14時00分までに提出してください。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、平成31年2月25日(月)から3月5日(火)14時00分までの間に、指定する郵便局に「局留郵便」として送付してください。

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

(指定する郵便局及び封筒宛名等記載例)

指定する郵便局の郵便番号：514-0004

指定する郵便局の住所：三重県津市栄町一丁目850番地

指定する郵便局(宛先)：津塔世橋郵便局留め

受取人：三重県警察本部警務部会計課施設室管財係

案件名：三重県運転免許センター清掃管理業務 入札書在中

※ 書面により入札書を提出する場合は、入札書に入札価格、入札者の住所及び氏名(法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。)を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

書面による入札は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致しないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び、再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成31年3月5日(火)14時45分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部 2階入札室

※ 開札に立合いを希望される場合は、14に掲げる所属へ平成31年2月22日(金)15時00分までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、平成31年3月11日(月)16時00分までに4(2)、(3)及び(5)の書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

13 調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部 警務部会計課施設室管財係 坂崎

電話 059-222-0110 (内線 2277) ファクシミリ 059-226-9917

15 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Cleaning Service of the Mie Prefectural Police Station
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the Internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M on Tuesday, March 5, 2019.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 25, 2019 and 2:00 P.M on Tuesday, March 5, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M on Tuesday, March 5, 2019.
- (4) Managing Authority :
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan,
TEL:059-222-0110 EXT. 2277

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、予定価格の範囲内において最も高い評価点を得た入札者を落札候補者とします。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 \leq 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 300 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 = 300 点 \times (評価基準額 - 入札価格) / (評価基準額 - 調査基準価格)

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴き取りを含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 2 位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき。）の対応

- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

- (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合において、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1 とし、「価格評価点」300 点、「技術評価点」300 点の計 600 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件	研修体制	200	36
		履行体制及び品質保証の取組		120
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		14
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	40	40
合 計			600	600

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
